



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会社名 東映株式会社
代表者名 取締役社長 多田 憲之
(コード番号 9605 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 総務部担当 田中 誠一
TEL (03) 3535-4641 (代表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 94 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、変更後も当社株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記録された株主さまの所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	147,689,096 株
株式併合により減少する株式数	132,920,187 株
併合後の発行済株式総数	14,768,909 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数	所有株式数
総株主	9,031 名 (100.0%)	147,689,096 株 (100.0%)
10 株未満のみ所有株主	341 名 (3.8%)	724 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	8,690 名 (96.2%)	147,688,372 株 (100.0%)

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主さま 341 名（所有株式数の合計 724 株）は、株主さまとしての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主さまは、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を次のとおり減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
300,000,000 株	30,000,000 株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に係る議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>3 億株</u> とする。 (自己の株式の取得) 第 7 条 (条文省略) (単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。 第 9 条～第 39 条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>3 千万株</u> とする。 (自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり) (単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。 第 9 条～第 39 条 (現行どおり)

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 25 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 2. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度または単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことが可能です。

具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 3. 【所有株式数について】

株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

【議決権数について】

株式併合によって株主さまのご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、株主さまの議決権数は変わりません。

具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	5,000 株	5 個	→	500 株	5 個	なし
例 2	2,600 株	2 個		260 株	2 個	なし
例 3	385 株	なし		38 株	なし	0.5 株
例 4	6 株	なし		なし	なし	0.6 株

①例 2 及び例 3 では、単元未満株式（効力発生後において例 2 では 60 株、例 3 では 38 株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買増し制度または単元未満株式の買取り制度がご利用いただけます。

②例 3 及び例 4 において発生する端数株式数（例 3 では 0.5 株、例 4 では 0.6 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

③例 4 では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主さまがご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q 5. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか。

A 5. 今回の併合により株主さまのご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、一括して処分しますので、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主優待に変更はありませんか。

A 6. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待券の配布基準となる所有株式数を以下のとおりといたします。

【平成 29 年 9 月末（現在の配布基準）】株主優待券発行基準

基準株数	優待券発行数	基準株数	優待券発行数
1,000 株以上	6 枚綴り 1 冊	13,000 株以上	6 枚綴り 8 冊
2,000 株以上	" 2 冊	20,000 株以上	" 10 冊
4,000 株以上	" 4 冊	40,000 株以上	" 20 冊
7,000 株以上	" 6 冊	60,000 株以上	" 30 冊

権利確定日	発行時期	優待券（6 枚綴り 1 冊）の内容
3 月 31 日	6 月下旬	8 月・9 月中有効のもの 2 枚 10 月・11 月中有効のもの 2 枚 12 月・翌年 1 月中有効のもの 2 枚
9 月 30 日	12 月中旬	翌年 2 月・3 月中有効のもの 2 枚 " 4 月・5 月中有効のもの 2 枚 " 6 月・7 月中有効のもの 2 枚

【平成 30 年 3 月末（単元株式数の変更及び株式併合後）】株主優待券発行基準

基準株数	優待券発行数	基準株数	優待券発行数
100 株以上	6 枚綴り 1 冊	1,300 株以上	6 枚綴り 8 冊
200 株以上	" 2 冊	2,000 株以上	" 10 冊
400 株以上	" 4 冊	4,000 株以上	" 20 冊
700 株以上	" 6 冊	6,000 株以上	" 30 冊

※権利確定日、発行時期及び発行する優待券の内容は、従前と変わりません。

Q 7. 株主自身で何か手続きは必要ですか。

A 7. 特段の必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

※株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話 0120-232-711（通話無料）